

三重県の学校における今後の
防災対策・防災教育の在り方について（指針）（案）

「全ての学校で取り組もう！」

地震・津波から児童生徒の命を守るために」

三 重 県 教 育 委 員 会

学校防災緊急対策プロジェクト

平成23年12月

目 次

| | |
|--------------------------------|----|
| 1 本指針について | 1 |
| (1) 目的 | 1 |
| (2) 取組主体 | 1 |
| (3) 県の計画等との関係 | 1 |
| 2 これまでの学校防災の主な取組 | 2 |
| (1) 阪神・淡路大震災以降の国の主な取組 | 2 |
| (2) 東日本大震災の発生を受けた国の主な取組 | 3 |
| (3) 三重県教育委員会の主な取組 | 3 |
| 3 現在の防災対策・防災教育の課題と今後の指針 | 5 |
| 【ハード】 | |
| (1) 学校施設の耐震整備 | 5 |
| (2) 非構造部材の耐震化 | 7 |
| (3) 学校の防災機能の充実 | 9 |
| 【ソフト】 | |
| (4) 防災に関する計画の充実 | 11 |
| (5) ハザードマップ等の活用 | 13 |
| (6) 避難する場所の決定 | 15 |
| (7) 避難経路の決定 | 17 |
| (8) 情報収集および伝達 | 19 |
| (9) 登下校中の対応 | 20 |
| (10) 児童生徒の保護者への引き渡し | 22 |
| (11) 様々な支援を必要とする児童生徒への対応 | 23 |
| (12) 避難所の運営 | 25 |
| (13) 地域との連携 | 27 |
| (14) 防災教育（防災学習・避難訓練等）の充実 | 29 |
| (15) 災害発生時に備えた教職員の育成等 | 31 |
| 4 今後の学校防災に関する重点方策 | 33 |
| (1) 学校施設の耐震化及び非構造部材の耐震化 | 33 |
| (2) 避難場所、避難経路の確保 | 33 |
| (3) 学校の防災機能の強化 | 34 |
| (4) 学校が取り組む防災対策・防災教育に対する支援 | 34 |
| (5) 学校防災に資する教職員の育成 | 35 |
| 5 検討の経過 | 36 |
| (1) プロジェクトメンバー | 36 |
| (2) 会議の実施状況 | 37 |

1 本指針について

(1) 目的

発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの揺れや大津波をともなう地震から児童生徒の命を守るため、これまで進めてきた学校の防災対策・防災教育について、「学校防災緊急対策プロジェクト」を設置し、根本的に見直すこととしました。

見直しにあたっては、学校に児童生徒がいる場合、児童生徒が登下校中の場合、学校が避難所になった場合などの様々な状況を勘案した上で、学校の防災対策・防災教育の課題を15に分類し、それぞれの課題に対して、今後、県内すべての教育委員会及び公立学校において、見直しや取組の強化を行うための方向性と具体的な対応例を示しました。

今後、県教育委員会では、本指針に基づき、学校の防災対策・防災教育を進めていきます。また、各市町等教育委員会におかれましては、本指針の趣旨を十分に踏まえ、学校の防災対策・防災教育の一層の充実に取り組むようお願いします。

(2) 取組主体

三重県教育委員会、県立学校

三重県内の市町等教育委員会、公立小中学校

※市町では、防災担当部署と教育委員会の間で、避難所の指定、学校における備蓄の整備等は、防災担当部署が行うといった役割分担をしている場合があります。この指針では、児童生徒の安全確保に係る取組は教育委員会が主体となり、防災担当部署は連携先と位置づけることとします。

(3) 県の計画等との関係

三重県においては、東日本大震災の発生を受け、これまで進めてきた様々な地震対策を、国の防災基本計画の見直し結果や、新たな東海・東南海・南海地震が連動した場合の被害想定結果を踏まえて見直す必要があるとしています。

しかし、国の被害想定の推定結果が出るまでには、相当の時間を要すると見込まれることから、三重県では、次の2段階に分けて効果的に推進するとしています。

まず、津波避難、耐震化等で「緊急」かつ「集中的」に取り組むべきものを「緊急地震対策行動計画」として平成23年10月にとりまとめ、早急に実施していきます。

次に、国の被害想定結果や新しい方針などが示された段階で「緊急地震対策行動計画」での取組に加え、帰宅困難者対策などのソフト事業、地震に強いまちづくり等社会基盤にかかる事業などを含めた総合的な地震対策として「新地震対策行動計画（仮称）」を策定することとしています。

本指針は、こうした県の計画等との整合をはかりつつ、学校の防災対策・防災教育についてより具体的な課題と今後の指針を示したものとなっています。

2 これまでの学校防災の主な取組

(1) 阪神・淡路大震災以降の国の主な取組

○文部科学省は、阪神・淡路大震災等の経験を生かして学校等の防災体制の在り方と今後の課題を明らかにし、大震災等災害時における学校の役割、学校、教育委員会等の防災体制及び防災教育などの充実方策について調査研究するために、「学校等の防災体制の充実に関する調査研究協力者会議」を設置しました。調査研究の結果は第一次報告（平成7年11月）、第二次報告（平成8年9月）を経て、「学校の防災体制の充実について」として取りまとめられました。

○これらの報告をもとに、平成10年3月に、学校における防災教育が効果的に行われるために、そのねらいや重点、内容、進め方などについて明らかにし、展開例を加えて各学校における指導の充実、改善に資るために防災教育のための参考資料「『生きる力』をはぐくむ防災教育の展開」が作成されました。

○平成13年11月に、発達段階や障がいの内容、程度に応じて、一貫した安全教育に取り組むための参考資料「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」が作成されました。平成22年3月には、近年の児童生徒等の安全を脅かす事件・事故災害の発生等及びその対応を踏まえ、また学校保健安全法や学習指導要領に即した内容とするため改訂が行われました。

○阪神・淡路大震災、新潟県中越地震等の大規模地震に際しても、多くの学校施設が避難所として利用され、地域の防災拠点として評価される一方で、実際に避難所として利用された状況等から、学校施設の必要な防災機能について様々な課題が指摘されました。こうしたことを受け、平成19年8月に「学校施設の防災機能の向上のために～避難所となる学校施設の防災機能に関する調査研究報告書～」が取りまとめられました。また、平成19年9月に「避難所となる学校施設の防災機能の向上について（通知）」が発出され、避難所となる学校施設の防災機能向上を図ることとされました。

○平成20年6月には「学校保健法等の一部を改正する法律」が公布され、法律の題名が「学校保健法」から「学校保健安全法」に改められ、平成21年4月から施行されました。

この改正は、児童生徒等が被害者となる事件・事故・災害の発生等、近年の児童生徒等の健康・安全を取り巻く状況の変化にかんがみ、行われたもので、学校安全に関しては、各学校における「総合的な学校安全計画の策定及び実施」「危機等発生時対処要領（いわゆる危機管理マニュアル）の作成」「地域の関係機関との連携」等が定められました。

○平成22年3月、文部科学省では、学校施設の非構造部材の耐震化を推進するために、「地震による落下物や転倒物から子どもたちを守るために～

「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック～」を取りまとめました。

（2）東日本大震災の発生を受けた国の主な取組

- 東日本大震災の発生を受け、文部科学省は、平成23年4月5日付で、「東日本大震災を受けた避難経路等の緊急点検について（依頼）」を発出し、避難経路や緊急時の対応の確認などの安全点検の実施、児童生徒等への防災教育、教職員の意識向上を学校現場に対して求めました。
- 文部科学省から平成18年に告示された「公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針」は、概ね5年で見直すこととされており、平成23年はその見直しの年でした。5月に行われた改正では、東日本大震災を受け、耐震化に当たっては、建物自体のみならず、天井材や外装材等の非構造部材の耐震化を推進することや地震等の災害発生時に応急避難場所として役割を果たすため、防災機能を強化することが記載されました。
- 平成23年4月に「老朽化した公立学校施設の計画的な再生整備等と非構造部材の耐震対策の推進について（通知）」で、老朽施設の改善及び非構造部材の耐震化の必要性が示されました。
- 平成23年6月に「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備に関する検討会」を設置し、学校施設の安全性や防災機能の確保など、特に重要な課題について検討し、同年7月に緊急提言として「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備について」が取りまとめられました。
- 平成23年7月には、「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議」を設置し、防災教育・防災管理等を見直すために必要な調査・審議を行い、9月に中間とりまとめが公表されました。

（3）三重県教育委員会の主な取組

三重県教育委員会では、学校の防災対策・防災教育の充実のために以下の取組を進めてきました。

- 公立学校の耐震化については、県立高校が96.6%、県立特別支援学校が100%、公立小中学校が95.2%となっています。（平成23年4月1日現在）
- 阪神淡路大震災の教訓をもとに、児童生徒を対象とした防災教育を充実するために、防災教育副読本「あしたのために」を作成し、平成10年3月に県内の小学校（低学年用、高学年用の2種）、中学校、高等学校に40部ずつ配付しました。
- 平成16年度から防災教育に積極的に取り組む公立小中学校、高等学校、

特別支援学校を公募した上で、「防災教育推進校」に指定し、講師派遣、防災タウンウォッチング、防災マップづくり等を支援しています。毎年20校程度を指定し、延べ214校を指定しました。

- 児童生徒が災害時における危険を認識し、自らの安全を確保するとともに、進んで他の人々や集団・地域の安全に役立つ行動ができる、地域の自然環境、災害や防災についての基礎的・基本的な事項が理解できるようにすることを目的に、三重県防災危機管理部と連携して啓発用ビデオを作製し、平成16年5月に、県内全ての学校へ配付しました。
- 学校で教員が実施する防災教育の教材として、地震や津波の動画や防災に関する知識を得るためのスライド等を内容とした「防災教育用プレゼンテーション教材」を作成し、平成19年7月から8月にかけて県内全ての学校を対象に説明会を実施し配付しました。
- 気象庁が平成19年10月から緊急地震速報の一般への提供を開始したこととともに、平成20年度中に、全県立学校への校内放送と連動した緊急地震速報システムの整備を行いました。学校には、説明会を開催し、「学校における緊急地震速報利活用の手引」に基づき訓練を実施するよう要請しました。
- 阪神淡路大震災の教訓から、学校における地震防災対策を一層充実するために、平成9年2月に「学校における地震防災の手引」を作成しました。その後、平成21年3月に、「三重県地震対策推進条例」が「三重県防災対策推進条例」に改められたことを契機に、内容に風水害への対応を追加するとともに、防災に関する最新の知見を取り入れるなどして平成22年3月に「学校における防災の手引」として全面改訂し、同年4月に県内全ての学校に配付するとともに、内容を周知するための研修会を同年実施しました。
- 学校の防災担当者、初任者等を対象にした学校防災に関する研修会を継続して実施しています。

3 現在の防災対策・防災教育の課題と今後の指針

学校の防災対策・防災教育の課題を15に分類し、「今後の指針」、「取組主体、取組期間」、「対応例」を記載しました。

取組期間については、平成24年度末までに早急に取り組むべきものを「短期」、可能なものは着手するが24年度以降も継続して取り組むべきものを「中長期」としました。

【ハード】

(1) 学校施設の耐震整備

課題

- ① 耐震化は進んでいるものの完了していない。また、既存の施設、設備では、構造上避難が難しかったり、老朽化、修理の必要が生じたりしている。
- ② 避難場所や避難経路の見直しをしたことで、高所に逃げるための避難経路を整備する必要があることがわかった。

今後の指針

- ① 防災対策に関する施設整備について優先度を決め工事を行う。財源については、地震・津波対策に使える国の交付金事業等を積極的に活用する。工事が難しい場合は、避難場所、避難経路の見直し等次善の策を決める。
[県・市町教育委員会、中長期]

【対応例】

- ・文部科学省の施設整備基本方針及び施設整備基本計画（平成23年5月改正）に基づき、平成27年度までの5年間のできるだけ早い段階において耐震化を完了させる。
- ・市町に地震・津波対策に使える国の交付金事業等をわかりやすい形で周知する。
- ・地震の揺れが生じた際に、老朽化により非常階段の破損、外壁の剥落等の恐れがある場合は、早急に点検と補修を行う。
- ・避難経路の廊下の窓ガラスについて、飛散防止フィルムを貼ったり、強化ガラスに取り替えたりしておく。
- ・早急な工事の実施が難しい場合は、現状で最善の避難場所と避難経路を必ず決めておく。
- ・沿岸部の学校では、必要に応じて校舎屋上に上がる屋外階段や屋上の柵などを新たに設ける。

- ② 市町の防災担当課や自主防災組織と連携し、地域の理解を得た上で、屋上への避難階段や高台への避難経路の整備等の対策が進むよう取り組む。
[県・市町教育委員会および学校、中長期]

【対応例】

- ・市町や自主防災組織が実施する防災会議や地域で実施される防災訓練に積極的に参加する。
- ・児童生徒及び地域住民の避難経路及び避難場所の確認を行い、避難経路の安全性、避難する場所の収容人数など、避難する際の課題を洗い出す。
- ・課題の洗い出しの結果、整備が必要な場合は市町の防災担当課と連携し、整備が進むように努める。

耐震化工事が行われた松阪工業高校の校舎



【ハード】

(2) 非構造部材の耐震化

課題

- ① 学校において建物の耐震化は進んでいるが、非構造部材の耐震化が十分でない。

※非構造部材とは、柱、梁、床等の構造設計の主な対象となる部材以外の天井材、内・外装材、照明器具、設備機器、窓ガラス、家具等を指す。

今後の指針

- ① 全ての学校で、非構造部材の耐震点検を実施するとともに、非構造部材の耐震化を進める。特に、避難所に指定されている学校の屋内運動場の天井等の落下防止対策は優先的に進める。

[県・市町教育委員会および学校、中長期]

【対応例】

- ・天井材、内・外装材、照明器具、設備機器、窓ガラス、家具等の耐震化（転倒落下防止対策を含む）について、点検項目を整理し、安全点検を行う。必要に応じて業者による点検を行う。
- ・新しく設備、備品を導入する際には、必ず、地震対策を行う。
- ・転倒落下防止対策が未実施のものがないか、また、転倒落下防止対策をしてあっても、ねじがゆるんでいないかなど、安全点検を確實に行う。
- ・図書室の書架、特別教室の移動黒板、ホワイトボード、大型テレビ、音楽室のピアノなどの転倒防止対策を行う。
- ・避難経路確保のため、廊下にある掃除用具入れ、やむを得ず置いた備品などの転倒防止対策を行う。
- ・教室にある、水槽、パソコン、花瓶なども地震対策を行う。
- ・経費がない場合は、ガラスの飛散防止にテープを貼るなど、できることから対策を行う。

天井の部材が大量に落下した学校の体育館



出典：財団法人消防科学総合センター <http://www.isad.or.jp/>

【ハード】

(3) 学校の防災機能の充実

課題

- ① 災害が発生すると、ライフラインが途絶する。県立学校では、通学区域が広く帰宅困難者が発生する。また、小中学校の通学区域は限られているが、状況によっては、1日程度は学校待機になることが考えられるが、備えが十分でない。
- ② 校内放送と連動した緊急地震速報システムが導入されていない学校がある。

今後の指針

- ① 災害時の学校における児童生徒の安全確保のために、必要に応じて水、食料、トイレ、発電機、毛布等の備蓄の整備を進める。
[県・市町教育委員会および学校、中長期]

【対応例】

- ・災害により学校が孤立することを想定する場合は3日分、孤立しないが帰宅困難者が生じることを想定する場合は1日分(3食)の水、食料を備蓄する。
- ・停電時の電源、灯りを確保するため、非常用発電機、投光器、懐中電灯等の整備を進める。
- ・断水時にトイレが使えなくなることを想定し、マンホールトイレの整備、簡易トイレの備蓄などを行う。
- ・プールが無い学校は、貯水槽を設けたり、水を備蓄する。
- ・学校で必要な児童生徒の安全確保のための備蓄について、市町防災担当課と協議し必要な量を確保する。
- ・水、食料の備蓄については、保護者の理解を得て保護者負担で備蓄している学校があるので参考にする。
- ・非常用の備蓄、重要な文書や電子データの保管場所は、浸水を考え、より高い場所に変更する。
- ・特別支援学校における医療的ケアに必要な機器の電源確保のために、非常用発電機の整備を行う。
- ・夜間の時間帯(夜間定時制の授業中等)に地震等による停電が発生した場合、避難誘導等が困難となるため、懐中電灯や非常用発電機の整備を行う。

② 校内放送と連動した緊急地震速報の整備を進める。

[県・市町教育委員会、中長期]

【対応例】

- ・緊急地震速報を導入した際、的確な避難行動の検討や訓練での活用等を行うため、「県立学校における緊急地震速報活用の手引」を活用する。
- ・緊急地震速報が導入されている学校は、緊急地震速報を活用した地震の揺れが到達するまでに避難行動をとる訓練と、突然揺れが襲った場合を想定した訓練の両方を必ず実施する。

救援物資



出典：財団法人消防科学総合センター <http://www.isad.or.jp/>

【ソフト】

(4) 防災に関する計画の充実

法律で学校が作成することを義務づけられている主な防災に関する計画。

①「消防計画」・・・作成については消防法第8条、内容については消防法施行規則第3条

②「学校安全計画」・・・学校保健安全法第27条

③「危険等発生時対処要領」(いわゆる危機管理マニュアル)
・・・学校保健安全法第29条

課題

- ① 学校の防災に関する計画は、各校で作っているが、実効性を検証する仕組がない。また、保護者等に十分公開されていない。
- ② 学校の防災に関する計画の中の、津波に関する記述が十分でない。
- ③ 東日本大震災の際に津波警報が出た際の対応が、学校の立地条件により一律にはいかなかったので、対応が難しかった。
- ④ 休日・夜間に大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された場合の行事や部活動の在り方については、市町単位でなく広域的な対応が必要な場合があり、方針が必要。
- ⑤ 災害発生後の児童生徒及び保護者への対応、避難所運営に対する支援、学校再開について経験がない。
- ⑥ 停電や交通網の遮断を想定したマニュアルがない。

今後の指針

- ① 学校の防災に関する計画の実効性について、教育委員会、防災関係機関や専門家により検証が行われるようにする。また、保護者や地域に公開するとともに、毎年見直しを行い、改善に努める。

[県・市町教育委員会、学校 中長期]

【対応例】

- ・学校の防災に関する計画に、次の内容が記載されているか点検する。

1 防災体制 2 緊急動員計画 3 情報連絡体制

4 施設及び設備の安全点検及び対策

5 防災教育及び訓練、教職員研修の実施

6 非常用物資の管理 7 災害発生時の対応

8 学校が避難所となる際の対応

9 学校教育の再開・復旧に向けた対応

10 心身の健康（心の健康を含む）

11 P T A、自主防災組織等との協力

- ・学校のホームページで防災に関する計画を公開したり、P T Aや地域との会議、学校関係者評価などの場において、説明を行う。

- ・年度当初に、避難経路や避難場所の安全確認を行うなど、必要な取組を開始する。

- ② 学校の防災に関する計画について、津波に関する記述を点検し、必要に応じて津波に関する記述を追加する。なお、内陸部の学校についても、遠足や修学旅行など校外学習、部活動の際の津波避難について記述を追加する。

[学校、短期]

【対応例】

- ・学校の防災に関する計画に、津波に関する避難場所、避難経路、避難方法について、地図に表すなど具体的に記載しておく。

- ・校外学習、部活動で沿岸部に行く際は、津波の恐れについて、事前に現地の情報を得ておき、教職員の共通理解、児童生徒への指導を行う。

③ 大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された場合の避難、休校の判断基準を決定する。

[県・市町教育委員会および学校、短期]

【対応例】

- ・津波注意報、津波警報、大津波警報が発表された際、各市町から避難勧告または避難指示が発令される。各学校では、避難勧告または避難指示が出た際の対応について、授業中であれば授業を打ち切って避難場所へ避難する、登下校中であれば児童生徒にあらかじめ避難場所へ向かうよう指導しておく等具体的に決めておく。

④ 休日・夜間に大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された場合の行事や部活動の在り方について、関係団体を含めて、整理する。

[県・市町教育委員会、短期]

【対応例】

- ・児童生徒が参加するスポーツ大会や文化的行事などの主催者は、土日や、祝祭日、長期休業中に津波注意報、津波警報、大津波警報が発表され、各市町から避難勧告または避難指示が発令された際は大会や行事を中止して避難するなど具体的に決めておく。
- ・広域的な大会等を開催する際には、津波注意報、津波警報、大津波警報が出たときの対応について、沿岸部の市町教育委員会で、窓口を決め、情報共有ができるようにしておく。

⑤ 学校再開のための事業継続計画（B C P）について検討し、各学校がB C Pを策定するための参考資料を作成・提供する。

各学校では、災害発生後の対応について、「学校における防災の手引」（三重県教育委員会）、「避難所運営マニュアル策定指針」（三重県防災危機管理部）等を参考に、学校の防災に関する計画に記載する。

[県教育委員会及び学校、短期]

【対応例】

- ・学校に対して、「学校における防災の手引」や三重県が発行する防災に関するマニュアル、資料を配付するとともに、必要に応じて説明会等を開催する。
- ・県内で発生した学校の被災事例とともに、災害発生後の対応をまとめ、県内の学校に紹介する。
- ・災害発生後のイメージをつかむために、学校の授業中に大地震が発生したことを想定し、学校の対応をシミュレーションする「学校災害図上訓練」や避難所運営シミュレーションゲーム（避難所HUG）を実施する。

⑥ 学校の防災に関する計画に、ライフライン、交通の途絶を想定し、必要な対応を記載する。

[学校、中長期]

【対応例】

- ・学校の立地条件により、あらかじめ孤立を想定して、校内の体制、児童生徒の安全確保、連絡方法、備蓄の整備等を決めておく。

【ソフト】

(5) ハザードマップ等の活用

課題

- ① 学校における防災対策に、古いハザードマップが使われたり、地震、津波、風水害、土砂災害等多様な災害に対するハザードマップの活用が十分でなかつたりした。
- ② ハザードマップに基づき対策を立てることは大切であるが、ハザードマップの想定を超えた事態が起こる可能性がある。

今後の指針

- ① 学校において、避難等の計画を立てる際は、国、県、市町が作成した、最新の地震、津波、水害、土砂災害等に対するハザードマップを活用する。また、毎年、見直しを行うこととし、その際には、最新のハザードマップであるか確認する。

[学校、短期]

【対応例】

- ・教育委員会は、防災担当課と連携し、ハザードマップの改訂が行われた際には、必ず学校に周知する。

- ② ハザードマップを超えた災害が発生する可能性があることを、認識する。

[県・市町教育委員会および学校、短期]

【対応例】

- ・ハザードマップを超えた津波がくることを想定した避難場所を決定しておく。

津波の浸水予測（平成23年10月速報版）



出典：防災みえ.jp

(URL: <http://www.pref.mie.lg.jp/D1BOUSAI/tsunami/top.htm>)

【ソフト】

(6) 避難する場所の決定

課題

- ① 東日本大震災で、ハザードマップで想定された浸水域や高さを超えて、津波が襲い、指定された避難所（学校等）に被害が生じた。
- ② 津波や洪水の際に、安全に避難できる高所・建物を確保していない。また、安全に避難できる高所・建物がない場合がある。
- ③ 沿岸部では、登下校時の避難場所の考え方として、「家に近い場合は家に、学校に近い場合は学校へ」という考え方が通用しなくなった。

今後の指針

- ① ハザードマップの想定を超えた地震・津波が、発生する可能性があることを認識し、二次避難場所、必要に応じて三次避難場所を決めておく。
[学校、短期]

【対応例】

- ・県が作成した、津波浸水予測図などを参考に、想定される津波に対して、十分な高さがあるなどの適切な避難場所を市町防災担当課と協議して決定する。
 - ・避難場所が揺れによる被害で使用できないことを想定して、複数の避難場所を確保する。
 - ・津波が想定される地域において、一次避難場所を運動場にして、点呼後、高所に二次避難すると定めている場合、運動場に避難するのをやめて、高所を一次避難所とする。
-
- ② 津波や洪水から避難するために、校舎より高い場所や地域の建物を活用できるよう取り組む。また、市町の避難計画等を確認し、対応を決定しておく。
[県・市町教育委員会、学校、中長期]

【対応例】

- ・想定外の津波に備え、沿岸平野部の学校では、校舎より高い民間の建物があれば、避難場所として、事前にお願いしたり、協定を結んでおく。
- ・市町の最新の避難計画等を確認したり、避難方法、避難場所について協議し、あらかじめ対応を決定しておく。

- ③ 沿岸部においては、登下校時の避難について、揺れからの避難だけでなく、津波からの避難を前提にして、避難場所を確認の上、児童生徒に指導する。

[学校、短期]

【対応例】

- ・登下校時の避難の仕方について、「家に近い場合は、家に、学校に近い場合は学校へ」としている学校があるが、家や学校が沿岸部にある場合は、海岸へ向けて逃げたり、海岸線に平行して逃げて津波の被害を受ける場合があるため、「高所に逃げる」と変更する。

津波から避難するための高台（木本高校の校舎が中央右に見える）



【ソフト】

(7) 避難経路の決定

課題

- ① 校舎内の避難経路において、転倒、落下、破損、火災により避難の支障になることが考えられる。また、屋上への通路の施錠により避難に遅れがでる場合がある。
- ② 校外の避難経路において、道幅の狭い場所があつたり、塀の転倒、崖崩れ・地滑り・液状化、火災等の恐れがあつたりする。特に、津波からの避難のために必要な、高台までの避難経路の整備が十分でない場合がある。

今後の指針

- ① 校舎内の避難経路について、転倒・落下防止対策、ガラスの破損対策、火災予防等必要な対策を進めるとともに、安全に避難できるよう、日常的な管理をしておく。

[県・市町教育委員会および学校、中長期]

【対応例】

- ・廊下や階段の踊り場などの避難経路に、物を置かない。やむを得ず置く場合は、金具で止めることで転倒を防止したり、ベルトで移動を防ぐなどしておく。
- ・避難経路の廊下の窓ガラスについて、飛散防止フィルムを貼ったり、強化ガラスに取り替えるなどする。
- ・防犯上の理由等で、避難経路に施錠してある扉がある場合は、避難の際に解錠できるよう、鍵の保存場所と担当者を決めておく。

- ② 校外の避難経路については、児童生徒が確実に避難することができるような経路を確保するとともに、整備が必要な場合は市町の防災関係課や地域と連携を図り、速やかに整備を行う。

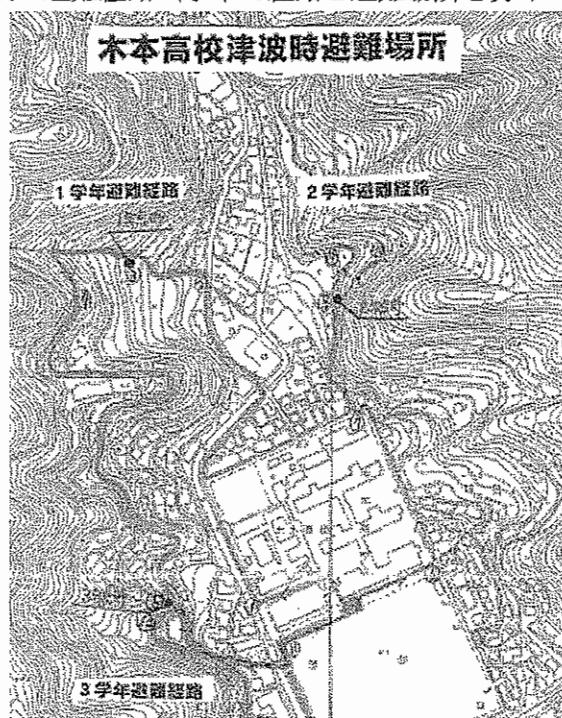
[県・市町教育委員会および学校、中長期]

【対応例】

- ・児童生徒及び地域住民の避難経路及び避難場所の確認を行い、避難経路の安全性、避難する場所の収容人数など、避難する際の課題を洗い出す。
- ・課題の洗い出しの結果、整備が必要な場合は市町の防災担当課と連携し、整備が進むように努める。

- ・被害状況によって、柔軟に経路を変えられるように、避難経路を複数設定する。
- ・避難の際に、幹線道路を横断する必要がある場合は、あらかじめ、誘導方法を決めたり、誘導に必要な旗等を準備しておく。
- ・市町や自主防災組織が実施する防災会議や地域で実施される防災訓練に積極的に参加する。

木本高校の避難経路（学年で経路と避難場所を分けている）



【ソフト】

(8) 情報収集および伝達

課題

- ① 災害発生時に通信の途絶、停電等により情報収集、情報伝達ができない可能性が高い。
- ② 主要な交通手段であるバス・鉄道・船舶の事業者との連携が必要である。

今後の指針

- ① 情報収集・情報伝達の手段として、電話、メール、インターネット、テレビ、ラジオ、防災無線、衛星携帯電話など複数の手段を確保しておく。なお、あらかじめ、一定期間、孤立することも想定し、必要な対応を決めておく。また、保護者へも、通信が途絶する可能性と途絶した場合の対応を説明しておく。

〔学校、中長期〕

【対応例】

- ・学校に防災無線が整備されている場合、管理職を含む複数の教職員が、実際に使用できるようにしておく。
- ・情報収集のために、中学校区単位で小学校と中学校が連携できる仕組みをつくっておく。
- ・通信インフラが使用できない場合、自治会や保護者間のつながりを活用して情報収集・情報伝達を行う。
- ・「防災みえ.jp」のメール配信を登録しておく。

- ② 災害時におけるバス・鉄道・船舶の事業者との連絡方法を決めておく。

〔県・市町教育委員会および学校、短期〕

【対応例】

- ・児童生徒が利用するバス・鉄道・船舶の事業者の災害時における問い合わせ先と担当者を確認し、一覧表に整理しておく。
- ・児童生徒が利用するバス・鉄道・船舶の事業者の運行情報が掲載されるホームページを「お気に入り」や「ブックマーク」に登録しておき、いつでも確認できるようにしておく。

【ソフト】

(9) 登下校中の対応

課題

- ① 登下校時に災害が発生した際の、学校の具体的な対応が十分定まっていない。
- ② 登下校時に災害が発生した際に、児童生徒が適切に判断したり行動したりするための学習や訓練が不足している。
- ③ 登下校時に災害が発生した際の児童生徒の安全確保について、家庭、地域と共に理解を図っておく必要がある。
- ④ スクールバスを運行している際に災害が発生した場合、連絡方法等に課題がある。

今後の指針

- ① 登下校時の災害発生を想定し、児童生徒の安全確保、安否確認など必要な対応を学校の防災に関する計画に定めておく。

[学校、短期]

【対応例】

- ・学校及び学校の近辺にいる児童生徒の安全確保、ケガ人の応急手当、安否が確認された児童生徒のリストづくり、学校外の避難場所に避難している児童生徒の安否確認について、方法、役割分担など定めておく。

- ② 登下校時の災害発生を想定し、あらかじめ通学経路の安全確認を実施するとともに、児童生徒に対して、適切な避難行動を指導しておく。また、必要に応じて登下校時の災害を想定した訓練を実施する。

[学校、短期]

【対応例】

- ・一人ひとりの児童生徒に、各自の通学経路に即して、地震が発生した際の通学経路上の危険（例 ブロックべい、瓦）と、身を守るためにの行動（ブロックべいから離れる、カバンで頭を守るなど）を指導する。
- ・市町が提供する避難場所の地図等を用いて、毎年、通学路付近にある避難場所を児童生徒に確認させる。

- ③ 家庭や地域に、登下校中に災害が起こった際の児童生徒の安全確保について協力を要請する。また、既存の防犯、防災等子どもの安全に関する組織等に協力を要請する。

[県・市町教育委員会および学校、短期]

【対応例】

- 各学校の校区で行われる地区懇談会やP T A活動などの機会を利用したり、自治会等に依頼して、地震等災害発生時の児童生徒の安全確保について理解と協力を得る。
- 地域の子どもの安全に係る団体、「子どもS O Sの家」などに地震等発生時の児童生徒の安全確保を依頼する。

- ④ スクールバスの運行中の災害を想定し、災害情報の伝達方法、連絡方法、避難場所などを決めておく。

[県・市町教育委員会および学校、中長期]

【対応例】

- スクールバスが、津波や土砂災害により孤立が想定される地域を運行する場合は、無線、携帯電話、衛星携帯電話など、複数の連絡手段を確保する。また、バスの場所がわかるG P Sを備える。
- 運行経路の中で、水、食料、トイレ、連絡手段が確保できるような公共施設、店、企業等に災害時のバスの停車、児童生徒の安全確保の協力を依頼する。

【ソフト】

(10) 児童生徒の保護者への引き渡し

課題

- ① 東日本大震災では、引き渡し後に津波被害にあったケースがあるため、児童生徒、保護者にとって安全な引き渡し方法の確立が必要である。
- ② 確実な引き渡しが可能になるよう訓練を実施する必要がある。

今後の指針

- ① 現在、決めてある引き渡しの時期、方法が安全になっているかを確認し、課題があれば見直しを行う。また、通信が途絶した際の引き渡しについて、保護者に周知しておく。

[学校、短期]

【対応例】

- ・引き渡しを行う必要のある状況、保護者への連絡方法、引き渡しを行う時期、引き渡しの方法を定め、保護者に周知する。
- ・津波等で、被害にあう心配がある状態で安易に引き渡しを行わないようにする（引き取りに学校に来た保護者も一緒に避難させる）。
- ・引き渡しは、児童生徒および保護者の安全（学校への往復を含む）が確保できる状況で行う。
- ・保護者の動揺や混乱を防ぐために、メール等を用いて、児童生徒を安全に待機させていることを、保護者に連絡する。
- ・災害時には混乱が予想されるので、確実に引き渡しを行い、記録を残すため、引き渡し用のカードや名簿を準備しておく。
- ・引き渡しの際、特定の時間に、大勢の保護者が自動車でやってくることが予想されるため、駐車場所や動線を確保しておく。

- ② 災害の際、児童生徒の引き渡しを行う学校は、計画的に引き渡し訓練を実施する。

[学校、短期]

小学校における引き渡し訓練の様子



【対応例】

- ・授業参観の機会を利用して、保護者に引き渡しの手順を説明したり、訓練を行う。
- ・訓練により明らかになった課題は、改善につなげる。

【ソフト】

(11) 様々な支援を必要とする児童生徒への対応

課題

- ① 被災した児童生徒は、心身の状況、生活の状況等一人ひとり異なった課題が生じる可能性がある。
- ② 特別な支援を必要とする児童生徒へのきめ細かな対応が必要である。
- ③ 日本語指導が必要な児童生徒にとっては、防災に関する言葉の意味がわかりにくい。

今後の指針

- ① 被災した児童生徒について、心身や生活の状況を把握し、必要に応じて心のケアを行う、生活の再建に向けた人的・物的支援を行う、被災に関する支援制度の利用などきめ細かな対応が可能となるように備えておく。
[県・市町教育委員会および学校 短期]

【対応例】

- ・平常時から、「子どもの心のケアのために」（文部科学省：平成22年7月）等を参考に、心のケアの体制づくりや、危機発生時の健康観察及び心のケアの進め方について取組を進めておく。
 - ・災害時における児童生徒の安否確認、状況の把握、児童生徒の支援に係る役割分担について防災に関する計画に定めておく。
-
- ② 災害発生を想定して、特別な支援を必要とする児童生徒について、それぞれの児童生徒に応じて、きめ細かに対応を決めておく。
さらに、障がいの特性によって、災害時にとるべき対応が異なるため、想定される災害に対して適切な避難経路、避難方法を決めておく。また、必要な薬がある場合等保護者の協力のもと、備えをしておく。
避難生活が長期化する場合に、特別な支援を要する児童生徒とその保護者に対して、学校が対応できる支援について、あらかじめ検討しておく。
[学校、短期]

【対応例】

- ・特別な支援が必要な児童生徒の避難について、時間割をもとに、避難場所、避難経路、避難方法、支援を行う者等を決めておく。
- ・エレベーターが使用できない場合やスロープが使用できない場合を想定した避難方法の検討と訓練を行う。
- ・一人ひとりの児童生徒について、避難時における食事、薬、医療的

ケアなど、留意事項の確認を行う。また、保護者の協力のもと、必要なものは学校に置いておく。

- ③ 日本語指導が必要な児童生徒に対しては、わかりやすい日本語や映像を用いて言葉の意味が十分理解されるよう努めるとともに、必要に応じて、訓練や実地確認などをとおして、災害発生時に的確な行動ができるようにする。

[県・市町教育委員会および学校、短期]

【対応例】

- 以下の例を参考に、わかりやすい日本語を用いる

- 1 重要度が高い情報だけに絞り込む。
- 2 あいまいな表現はさける。
- 3 難解な語彙を言い換える。
 - ・「今朝」→<今日 朝> 「危険」→<危ない>
 - ・「確認する」→<よく見る> 「警戒する」→<気をつける>
 - ・「亀裂が入ったりしている建物」→<地震で こわれた 建物>
- 4 災害語彙には「やさしい日本語」を添える。
 - ・「余震」→余震<後で 来る 地震>
 - ・「避難所」→避難所<みんなが 逃げる ところ>
 - ・「炊き出し」→炊き出し<温かい 食べ物を 作って 配る>
 - ・「津波」→津波<とても 高い 波>

出典「やさしい日本語」のパンフレット

(弘前大学人文学部社会言語学研究室)

- 日本語指導が必要な児童生徒を受け入れた場合、早い時期に、台風や地震・津波についての知識や、災害から身を守る方法について指導する。

【ソフト】

(12) 避難所の運営

課題

- ① 避難所について、台風の際の一時避難であれば、現在も対応しているが、多人数の長期避難の対応については、準備が十分でない。
- ② 地域住民の避難を想定した施設利用の整理や避難場所の割振りが必要。
- ③ 休日・夜間に災害が発生した場合、地域住民が学校に避難できるようにすることは、防災対策としては良いが、防犯の面を考えると侵入や、子どもの転落事故等の課題がある。

今後の指針

- ① 避難所運営について、自主防災組織や自治会、市町の防災担当課と学校が協議する場を持てるように市町の防災担当課と連携する。また、学校は自主防災組織等が行う、避難所運営に関する訓練に積極的に協力する。

[県・市町教育委員会および学校、中長期]

【対応例】

- ・避難所運営の協議の場において、避難者の居住場所、立ち入り禁止場所、仮設トイレの設置場所、物資等の保管場所、トラック等の駐車場所、荷下ろし場所、炊き出しの場所等決めておく。
- ・災害発生時において、学校は、児童生徒の安全確保、安否確認が最優先の対応であり、避難所運営には、施設管理者として支援の立場で参画することの理解を、自主防災組織や自治会、市町の防災担当課から得ておく。

- ② 避難所運営支援について、「学校における防災の手引」(三重県教育委員会)、「避難所運営マニュアル策定指針」(三重県防災危機管理部)等を参考に、各学校において、学校の防災に関する計画に記載する。その際、避難所運営シミュレーションゲーム(避難所HUG:静岡県が開発)を行うなどして、避難所で起こる出来事の理解を促進する。

[県・市町教育委員会および学校、中長期]

【対応例】

- ・災害発生時における学校の非常体制の中に、避難所支援班を明確に位置づけておく。
- ・東日本大震災では、避難所に指定されていない学校にも避難者が来

たケースもあるので、現在、避難所に指定されていない学校も対応を検討しておく。

- ・学校が避難所になった際の出来事を仮想的に体験するには、避難所運営シミュレーションゲーム（避難所HUG：静岡県が開発）が大変有効である。避難所に指定されている学校においては、教職員研修等で実施する。また、学校、自主防災組織、行政で合同実施する機会を設ける。

- ③ 休日・夜間に災害が発生した場合、避難所に指定されている学校に地域住民が避難できるよう、鍵の保管や解錠について地域と学校で協議を行つておく。

また、屋外の非常階段を設けたりする際には、防災対策と防犯対策の両面に十分に配慮する。

[県・市町教育委員会および学校、中長期]

【対応例】

- ・避難所に指定されている体育館の鍵を市町の防災担当や自主防災組織で保管し、休日・夜間の避難所開設時には、鍵を保管している者が解錠することを決めておく。
- ・屋外の非常階段の手すり・腰壁は、転落防止又は構造上支障のない範囲で、周囲からの見通しの良い構造・形態とする。
- ・常夜灯を設置する。

避難所の様子



出典：財団法人消防科学総合センター <http://www.isad.or.jp/>

【ソフト】

(13) 地域との連携

課題

- ① 防災に関して、学校と地域との連携が十分でない。
- ② 地域の状況によっては、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等が連携した避難が必要である。

今後の指針

- ① 学校は、地域全体の防災力向上のため、保護者や地域住民と合同の啓発・訓練、避難経路の確保、登下校時の児童生徒の安全確保など、地域と連携した取組を進める。

[学校、中長期]

【対応例】

- ・「子ども防災ノート（仮称）」を活用する際には、家庭における話し合いを必ず行うように児童生徒を指導し、家庭に協力を依頼する。
- ・「子ども防災ノート（仮称）」を活用するとともに、三重県防災危機管理部が実施する実践的な避難訓練に、児童生徒が、保護者や地域住民とともに参加するよう促す。
- ・授業参観や学校公開デーなどの機会に、講演や防災啓発車（地震体験車）による地震体験を行うなど、児童生徒と保護者、地域住民が共に防災について学ぶ機会を設ける。
- ・自主防災組織等が行う、避難訓練や避難所運営訓練に積極的に協力する。
- ・地区懇談会やP.T.A活動などの機会を利用したり、自治会等に依頼して、地震等災害発生時の児童生徒の安全確保について理解と協力を得る。
- ・地域の子どもの安全にかかる団体、「子どもS.O.Sの家」などに地震等発生時の児童生徒の安全確保を依頼する。

- ② 校区の幼稚園、小学校、中学校等と連携し、合同避難訓練を必要に応じて実施する。

[学校、中長期]

【対応例】

- ・幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等が隣接してい

る場合は災害発生時の連携についてあらかじめ協議の上、決定しておく。

- ・地域の幼稚園、小学校、中学校高等学校、特別支援学校等で、訓練を同じ日に設定し、合同の津波避難訓練を行う。

四日市市河原田地区における避難訓練

高校生が避難する小学生を誘導



炊き出し



【ソフト】

(14) 防災教育（防災学習・避難訓練等）の充実

課題

- ① 津波に対する防災教育に焦点を当てる必要がある。
- ② 発達段階に応じた防災学習の指導計画の充実が必要である。
- ③ 東日本大震災が発生した今は、防災について関心が高いが、時間が経てば薄れる恐れがある。また、台風に比べると、地震・津波は起こる頻度が少なく、取組の熱心さや頻度が少ない。
- ④ 津波からの避難について、訓練で、避難に要する時間等、実効あるものかどうか検証する必要がある。
- ⑤ 寄宿舎または寮がある学校は、夜間の緊急対応が必要になる。

今後の指針

- ① 沿岸部の学校においては、津波の知識や避難方法の理解とともに、津波を想定した避難訓練を必ず実施する。また、内陸部の学校についても津波の知識や避難方法について、発達段階に応じて、必ず学習を行う。

〔学校、短期〕

【対応例】

- ・学習にあたっては、動画やアニメーションを用いて、津波のメカニズムや危険、適切な避難行動を具体的に指導する。
- ・学習にあたっては、「稻むらの火」などの教材を活用することで、正しい知識を持ち、的確な行動をとることにより、自分をはじめ、地域の人々も助かった事例を取り上げる。

- ② 地震及び津波から命を守るために、発達段階に応じた系統的な指導計画の策定や教材の作成を行う。また、教育委員会、防災関係機関等が学校の防災学習の支援を継続して行う。

〔県・市町教育委員会、学校 中長期〕

【対応例】

- ・下記の学校における防災教育のねらいを踏まえた指導計画、教材の作成を行う。

- 1 災害時における危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、状況に応じて、的確な判断の下に、自らの安全を確保するための行動ができるようとする。
- 2 災害発生時及び事後に、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるようとする。
- 3 自然災害の発生メカニズムをはじめとして、地域の自然環境、災害や防災についての基礎的・基本的事項を理解できるようとする。

※文部科学省「『生きる力』をはぐくむ防災教育の展開」（平成10年3月）より

- ・各学校の学校安全計画に防災に関する「施設及び設備の安全点検」、「児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導」「職員の研修」の内容が記載されているか、実施状況を点検する。また、地震、津波、風水害、火災等がバランスよく盛り込まれていることを確認する。
- ・学校における防災教育の充実のために求められるニーズを把握し、講師派遣、教材作成等の支援を行う。
- ・各教科等の中で、災害に関する内容や災害時に役立つ内容を教員が意識して授業を行う。
- ・教材の作成にあたっては、各教科等で地震や津波、風水害、火災等の災害に関する内容を意識的に取り上げる。
- ・地域の過去の災害を教材にしたり、調べ学習などのテーマにする。
- ・保護者や地域住民が参加する防災学習や避難訓練を行う。
- ・想定を超えた災害が起こる可能性について必ず指導する。
- ・平素からボランティア活動に取り組むとともに、災害時におけるボランティア活動の重要性について指導する。

③ 災害は、発生後、時間が経過すると関心が薄れるが、学校においては、毎年、学校の防災に関する計画に基づき、年度当初に取組を開始するなど、計画的に防災対策・防災教育を実施する。

また、9月1日の「防災の日」、11月5日の「津波防災の日」、12月7日の「みえ地震対策の日」などを有効に活用する。

なお、全ての児童生徒を対象に、「子ども防災ノート（仮称）」を用いた防災学習を早急に実施する。

[学校、短期]

【対応例】

- ・各学校に「津波防災の日」等の意義を周知する。
- ・「子ども防災ノート（仮称）」を活用する際には、家庭における話し合いを必ず行うように児童生徒を指導し、家庭に協力を依頼する。
- ・学校安全計画の中に、「津波防災の日」には津波に関する話題を取り上げるなど、防災に関する日を有効に活用する。

④ 沿岸部の学校においては、津波の浸水予測及び到達時間を参考に、避難に要する時間を検証する。なお、ハザードマップの想定を超えた津波が来た場合の避難についても訓練しておく。

[学校、短期]

【対応例】

- ・避難訓練の際、必ず、避難に要する時間を計る。
- ・一次避難場所への訓練とともに、二次避難場所への訓練を必ず実施する。

⑤ 寄宿舎または寮のある学校は、夜間等の災害に対する避難等の対応を防災に関する計画に定めておくとともに、避難訓練を実施しておく。

[学校、短期]

【対応例】

- ・夜間等の地震発生で、停電を想定した避難訓練を実施する。
- ・夜間等の教職員の連絡体制、緊急動員について定めておく。

【ソフト】

(15) 災害発生時に備えた教職員の育成等

課題

- ① 教職員の防災に対する意識を高める必要がある。
- ② 発生時刻、特別教室など授業を行っている場所、教職員が少ない場合など、様々な条件に応じた教職員の役割分担が必要である。
- ③ 学校に防災のリーダーとなる教職員が必要である。しかし、現状では、防災の知識やスキルを持つ教職員はほとんどいない。
- ④ 被災した学校に対する、学校再開に向けた支援体制が明確でない。

今後の指針

- ① 防災に関する最新の知見や過去の災害の教訓、実技、「学校災害図上訓練」等の教職員研修や、学校における防災学習を支援することで、教職員の防災に関する意識、知識、スキルの向上に取り組む。

[県教育委員会、中長期]

【対応例】

- ・次の項目を参考に、防災に関する研修を毎年計画的に実施する
　　東海・東南海・南海地震に関する最新の科学的知見
　　津波の浸水予測と避難
　　過去の災害の教訓
　　学校の防災に関する計画
　　学校の安全点検
　　防災教育の進め方
　　災害発生時の対応
　　学校再開に向けた対応
　　避難所運営
　　応急手当
　　心のケア
 - ・学校の授業中に大地震が発生したことを想定し、学校の対応をシミュレーションする「学校災害図上訓練」を実施する。
 - ・多くの教職員が、防災に関して学べるよう、教職員向けE-Learning「ネットDE研修」を充実する。
- ② 災害発生時に備え、校長を中心とした体制を確立するとともに、発生時刻、発災後に必要な対応など、様々な条件を勘案して、より適切な対応ができるよう、学校の防災に関する計画を見直す。

[学校、短期]

【対応例】

- ・学校の防災に関する計画に、授業中、休憩時間や放課後、登下校中、校外学習中（部活動を含む）など状況に応じた対応を明記する。
- ・授業中、休憩時間や放課後等を想定した避難訓練を実施する。
- ・避難訓練の際に、学校の防災に関する計画に基づく教職員の役割分

- ・担について、実際に確認する。
- ・校長、担当者等不在の際にも、対応できるようにしておく。

③ 学校における防災のリーダーとなる教職員を育成する。

[県教育委員会、中長期]

【対応例】

- ・防災に関する知識、スキルを持つ教職員を、学校防災のリーダーとして、各校に最低1名配置できるよう、計画的に育成を行う。
- ・育成された教職員をメンバーとして、継続的に実践交流会、研修会や学校防災に関する研究を行い、知識の向上、スキルアップに取り組む。

④ 被災した学校に対する、支援体制・方法の検討を進める。

[県・市町教育委員会、短期]

【対応例】

- ・特定の地域の学校が被災した際に、被災していない他地域の学校等から人的支援、物的支援等を行うことができるよう、ニーズ把握の仕組、物資の搬送方法等について具体的な検討を行う。
- ・被災した学校の対応を記録に残すとともに、必要に応じて「学校における防災の手引」等へ反映する。また、研修会等で教職員等に必要な対応を周知する。